

(独)万博機構廃止の経緯

- 昭和45年3月～9月 日本万国博覧会開催 ※実施主体は(財)日本万国博覧会協会
- 昭和46年9月 認可法人日本万国博覧会記念協会設立(これ以降、大蔵省(財務省)が法人を所管)

※国が万博跡地の約半分を大阪府から購入し、現物出資。

残りの約半分の土地を大阪府が現物出資。

※(財)日本万国博覧会協会の剰余金も承継。

- 平成15年10月 「特殊法人等整理合理化計画」により(独)日本万国博覧会記念機構に移行
- 平成19年12月 「独立行政法人整理合理化計画」において廃止の方針 ※自公政権時代のもの
- 平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において廃止の方針
※民主党政権時代のもの
- 平成24年7月 大阪府と財産関係の整理について合意

※「平成25年度予算編成の基本方針」において、民主党政権時代の閣議決定は凍結されたが、

従前より廃止の方針とされている独法については、既定方針通りとすることとしている。